



中村忠行 議員

危機管理要綱・地域防災計画の見直しは

中村忠行議員 多発している気象災害を踏まえた、「町危機管理要綱」・「町地域防災計画」の見直しは。

武内町民税務課長 平成29年度までに修正された県の防災計画や、水防法の改正、避難勧告に関するガイドラインの改定等との整合性を図るため、町の地域防災計画を年度内に見直す。

中村議員 8月26日の弾道ミサイルの発射をうけて、町防災会議を開催し、町危機管理要綱や、町地域防災計画、町国民保護計画、町地域防災計画などの検証を行い即座に対応する

べきだったのでは町民税務課長 ミサイル発射時、緊急に登庁し、緊急会議を開催した。8時半から、緊急の課長会議を開催して対応と、情報の確認にあつた。

危機管理要綱に関しては、危機管理に関する大きな要綱であり、改定までは考えていない。国民保護計画は、見直しをしながら、改正が必要かも含めて検証する。

中村議員 8月24日町に一時土砂災害警戒情報が出されたが、避難勧告等の判断は、明確な判断基準に則ったものだったのか。町民税務課長 8月24

土砂災害警戒区域に一時避難場所が有るか

回答 土砂災害警戒区域内に12箇所

日の気象状況、その後予測される気象情報等、雨雲レーダーに、非常に強い雨雲が金山にかかっており、30分後には外れ、線状降水帯ではないと判断をし、避難情報等は発令していない。

避難場所は安全か

中村議員 土砂災害、一時避難場所には、土砂災害警戒区域等に指定されている所が有るか。

町民税務課長 町内には土砂災害警戒区域85箇所、うち土砂災害特別警戒区域67箇所が指定されており、土砂災害警戒区域内にある避難所及び避難場所は12箇所ある。

土砂災害警戒区域内にある避難所及び避難場所については、土砂災害の危険が切迫した場合は避難先としては使用できないため、土砂災害警戒区域外の避難場所に避難していた



総合防災訓練で学ぶ

だくことになる。ただし、金山小学校体育館については、土砂災害警戒区域内の避難所だが、構造基準を満たしており、避難所として指定している。

危機管理予算編成は

中村議員 町の危機管理予算の編成バランスと、議会との連携についての所見は。

町長 全国町村の一般会計決算に占める消防費は平成27年度4.9%であり、当町は、当初予算では4.6%で、ある程度のバランスは保たれている。

近年、全国各地で地震や豪雨など、災害が多発しており、「金山町は例外」ということではなく、被害は起こりうるという意識のもと、それを最小限に食い止めるために防災訓

練や消防団活動の充実を図っていく必要がある。また、甚大な被害が生じた場合は、町防災計画に基づいた予算の対応を行うが、現金など大幅な資金不足が生じることを想定し、今後も基金等への積み立てを積極的に行うことにより、必要な時には一定の財源確保ができるよう努めたい。

このような中で、議会との連携については、スムーズな情報提供に努め、予算化が必要な場合には町議会臨時会の招集を、また、緊急を要する事態においては、救護や復旧経費等の支出行為等の予算を専決処分の場合もあるが、議員からの理解が得られるように、できる限りの説明のうえ進める。

金山農協スタンド改修の支援策は

回答 国の特区制度も一案



須藤典夫 議員

具体的な要請を

須藤典夫議員 金山農協役員と議員の語る会で農協から「ガソリンスタンドの貯蔵タンクの更新時期に入っており、改修をして事業の継続を図りたい」、「改修は1億円ほどの事業費になり、行政の支援を受けたい」と要望の報告があつた。

金山町内では唯一のスタンドであり、組合員だけでなく町民の利用も多く、行政でも利用している。災害等の緊急時の燃料供給機関として欠かせない施設となる。そこで、町で

は、この要望に対してどのような支援ができるのか考えを伺いたい。町長 東日本大震災のあとに、今後「災害時の備蓄タンクを増設してはどうか」という

ことを私が直に伺ってご提案申し上げたことがあるが、様々な要因から、農協としては難しいといった回答があつた経緯もある。町としては、地下タ



改修が待たれるスタンド

ンク更新時期までの間にもっと有利な助成制度、たとえば構造改革特区ですとか、あるいは国家戦略特区とか様々な特区制度があるので、国を突き動かして、金山だけに限らず、スタンド過疎の町として、法律をこのように変えて欲しいというような事も考えていく必要があるんじゃないかと思つている。

嘱託職員及び日々雇用職員の雇用の制度改正

須藤議員 「臨時職員、非常勤嘱託制度を見直してください」と言う通達が国から来ていると思うが、現在、金山町では嘱託職員が21名いるが、改正後はどのような身分になるのか。それによって我々町民へのサービスは低下しないのか。

宮林総務課長 自治体の非正規公務員は任用の区分等がいまいちな点が多いことから、地方公務員法が5月に改正され専門的な知識、経験がある人を特別職として厳格化することや、常勤に欠員が生じた場合には臨時的任用とし、この2つのほかは全て「会計年度任用職員」とすることに改正され、平成32年4月1日から適用することになる。

法改正により、平成32年度以降臨時職員から会計年度任用職員となった場合、期末手当の負担増は若干発生するものと推測されるが、町の雇用形態として大きく変化することはないと思われるので、引き続き、いずれの職員も一丸となって住民サービスの向上に努めて参りたいと考えている。